

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社 [REDACTED]

## 準備書面 8

令和3年6月18日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]



原告の令和3年4月20日付第7準備書面における、原告の「第3. 本件プログラム5の著作物性」の主張に対し、次のとおり反論する。

### 第1 原告の「第3. 本件プログラム5の著作物性」に対する主張

- 1 本件プログラム5の概要及びソースコードの構造について、原告が主張する「ADCの機能のテストを行う」等の主旨が、若干不明であるが、ロガーから受信したアナログ信号の情報処理（いくつデータがあるか、何個のデータをサンプリングするのか）と変換したデジタル信号をパソコンへ記録するという主旨であるならば認める。
- 2 著作物性に関して
  - (1) 原告は、制御するADCの個数について、シングルボード制御、マルチ（2枚）ボード制御、マルチ（4枚）ボード制御の選択の幅があり、それによりソースコードの表現にも選択の幅が生じるから、本件プログラム5に創作性

がある旨を主張する。

しかし、この原告の主張は、マルチ（4枚）ボード制御に対応できるという本件プログラム5の機能を示しているに過ぎず、創作性は認められない。

- (2) 原告は、「AD\_BoardFlag」及びボードステータスを表示するランプによる判定という複雑な機能を実現しており、原告の個性が認められるから、本件プログラム5に創作性がある旨を主張する。

しかし、この原告の主張は、本件プログラム5の機能を示しているに過ぎず、創作性は認められない。

- (3) 原告は、本件プログラム5は開発環境で複数のADCを用いることも考えられることから可変的な対応ができるよう最大128chで処理できるようにソースコードを記述しており、原告の個性が認められるから、本件プログラム5に創作性がある旨を主張する。

しかし、この原告の主張は、最大128chで処理できるという本件プログラム5の機能を示しているに過ぎず、創作性は認められない。

- (4) 原告は、別紙②のような選択肢の幅があるのだから、本件プログラム5に創作性がある旨を主張する。

しかし、別紙②はアイデアに過ぎず、本件プログラム5に創作性は認められない。

- (5) 原告は、計測プロセス制御として、動的計測の方法、静的計測の方法、動的計測及び静的計測の両方の方法の選択肢があるところ、動的計測及び静的計測の両方の方法を選択してソースコードを記述したのだから、本件プログラム5に創作性がある旨を主張する。

しかし、これはアイデアに過ぎず、本件プログラム5に創作性は認められない。

- (6) 原告は、出力処理を「First」「Append」に分けて処理できるよう構成しており、ここに原告の個性が表れており、本件プログラム5に創作性がある旨

を主張する。

しかし、ロガーから ADC へ送信されるアナログ信号は、経時的に連続した信号、つまり、受信開始 (First) から連続的に追加 (Append) される信号なのだから、その情報の出力処理を「First」「Append」に分けて処理することは、ありきたりな手法であり、本件プログラム 5 に創作性は認められない。

- (7) 原告は、本件プログラムはテスターで用いられるから、一般的な静的計測と異なり、様々な測定スケジュールに対応できるようソースコードを記述したので、原告の個性が現れており、本件プログラム 5 に創作性がある旨を主張する。

しかし、これは、本件プログラム 5 の仕様、機能を示しているに過ぎず、創作性は認められない。

- (8) 原告は、Case 文を用いることもできたが、If Elseif 文での分岐判断を使用することにして、ソースコードを記述したことに、原告の個性が現れており、本件プログラム 5 に創作性がある旨を主張する。

しかし、これはアイデアの判断に過ぎず、また、If Elseif 文はアルゴリズムであり、創作性は認められない。

### 3 黙示の許諾について

- (1) 原告は、本件プログラム 5 は開発環境で複数の ADC を用いることも考えられることから可変的な対応ができるよう最大 128ch で処理できるようにソースコードを記述した。

- (2) この点、ADC は、パソコンへ組み込む形で取り付けなければならない (USB で接続するものではない)。

そのため、現場環境に応じて、1 台のパソコンに組み込んだ ADC 4 枚を 1 枚へ組み替えたり、1 台のパソコンに組み込んだ ADC 1 枚を 4 枚へ組み替えたりすることは、徒に作業量を増やすことになるため、行わない。現場環境への対応は、ADC 4 枚を組み込んだパソコンを設置したり、ADC 1 枚を組み

込んだパソコンを設置したりする方法で行うのである。

開発環境に応じて可変的な対応ができるように本件プログラム5が制作されたということは、本件プログラム5が複数台のパソコンにインストールすることが想定されていたのであり、したがって、被告に黙示の許諾が認められる。

以 上